

第5節 海洋ごみ対策

1 海洋ごみの発生抑制対策の推進

(1) 愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画改定の背景・趣旨

近年、全国的に国内外からの大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じるなど社会問題となり、国においては、海岸における良好な景観及び環境を保全し、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図るために、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）が制定された。

県では、海岸漂着物処理推進法に基づき、平成24年1月に「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、総合的、効果的に海岸漂着物対策を推進することにより、本県海岸の良好な景観や環境保全を図ってきた。

また、重点区域の見直しの必要性や、海岸漂着物等に加えて、漂流ごみ及び海底ごみの改修並びにその適正な処理に積極的に取り組む必要があるとともに、新たな海洋汚染として国際的に問題視されているマイクロプラスチック問題にも対応するため、計画策定から5年後の平成29年2月に計画を改定し、効果的かつ効率的な海岸漂着物対策を推進している。

(2) 本県の海岸漂着物対策の基本理念

愛顔（えがお）あふれる愛媛の実現に向け、海岸管理者等、市町、県民、民間団体、事業者がそれぞれの役割分担を果たし、また連携して海岸漂着物の対策に取り組むことにより愛媛の美しい海を守っていくことを基本理念とする。

基本理念：人々に潤いと憩いを与える愛媛の美しい海をみんなで守る

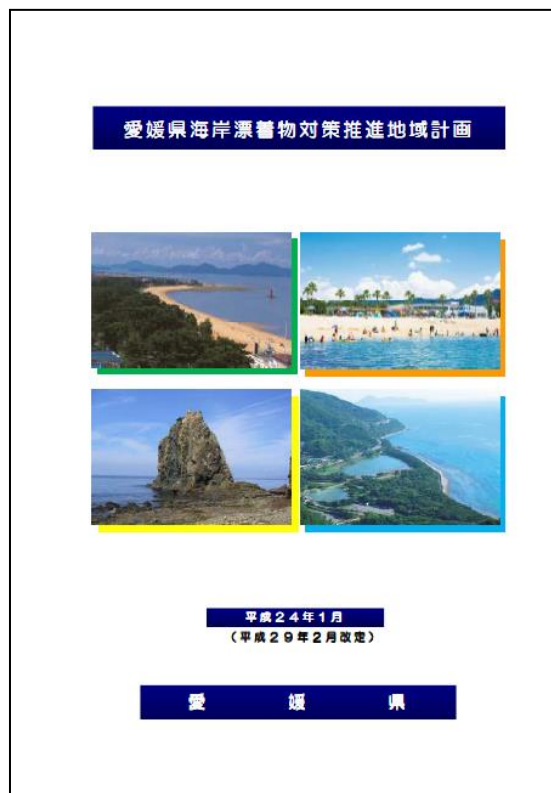
(3) 本県の海岸漂着物対策の基本方針

① 海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進

海岸管理者等の処理責任、市町及び他府県との協力、海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項等を定め、海岸漂着物等の円滑撤去、適正な処理・処分を図る。

② 海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進

3Rの推進、発生の状況及び原因に関する事態把握、県民・事業者の意識啓発の推進等



を定め、海岸漂着物等となり得るごみの発生抑制を図る。

(4) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

① 重点区域

重点区域は、漂着物等により景観や環境保全、港湾の利用、レクリエーション等に際して支障をきたすことが予想され、重点的に対策を講じる必要がある海岸を示し、継続的な調査や海岸のクリーンアップを行い、将来にわたり地域資源としての価値を保持していくことを目的として設定する。

② 重点区域の設定

海岸漂着物対策を重点的に推進する必要がある区域（重点区域）は、設定基準により、県内海岸全域とする。

(5) 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

① 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

ア 国

- ・海岸漂着物対策に関する総合的施策の実施、情報提供
- ・財政上の措置

イ 県

- ・地域計画の管理
- ・市町、国等、関係機関との連携
- ・海岸漂着物対策に係る情報発信等の実施
- ・3Rの推進

ウ 市町

- ・海岸漂着物等の処理等に関する協力
- ・住民に対する海岸清掃活動への参加要請等の実施
- ・3Rの推進

エ 海岸管理者等

- ・海岸漂着物等の処理のため必要な措置
- ・海岸漂着物等の状況把握

オ 地域住民、民間団体、事業者

- ・海岸清掃活動への参加
- ・廃棄物の適正処理
- ・3Rの実践

② 海岸漂着物対策に関する関係者の連携・協力

- 民間団体との連携
- 愛ビーチ・サポーター制度の活用

2 海洋ごみの回収・処理の実施

(1) 令和4年度海洋ごみの回収実績

海岸漂着物の回収・処理事業については、県（各地方局建設部（土木事務所）・農地整備課）では、二名海岸他、計59箇所約202 tを、市町では、松山市・今治市・宇和島市・八幡

浜市・伊方町・愛南町で約131 tの回収・処理を実施した。また、愛ビーチ・サポーター制度を活用した海岸漂着物の回収も実施した。

また、令和3年度から新たに大洲市と愛南町において、漁業者との連携モデル事業が実施され、令和4年度に宇和島市でも実施された。漁業者がボランティアで回収し、市町が運搬・処分を行った漂流ごみ・海底ごみは、約78 tとなった。

表2-1-73 令和4年度海洋ごみ回収実績

実施主体	実施箇所	回収量 (t)
愛媛県	寒川海岸、東予港海岸 他	202.2
松山市	松山港	17
	長師港	2.1
今治市	今治市沖	30.0
宇和島市	市内海岸	5.5
八幡浜市	大島等	7.1
伊方町	大浜海岸 他	0.4
愛南町	深浦漁港 他	68.8
宇和島市・大洲市・愛南町	漁業者との連携モデル事業	77.6
合計		410.6

(2) 海岸漂着物対策推進協議会

行政や関係団体で構成する「海岸漂着物対策推進協議会」を令和4年7月13日に開催し、海岸漂着物の発生抑制に向けた取組の推進について意見交換を行った。

○構成員 国（環境省及び海上保安庁）、県、20市町、関係団体（愛媛県漁協及びえひめ産業資源循環協会）、民間事業者（愛ビーチサポーター）